二十八　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十九　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

三十　令和二年七月豪雨のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十一　令和二年から令和三年までの冬期の大雪及び令和三年福島県沖を震源とする地震のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十二　令和四年福島県沖を震源とする地震のため農地利用効率化等支援交付金（融資主体支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十三　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三十四　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

三十五　当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三十六　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.3＋（Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ）×0.5

算式の符号

Ａ　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

二十七　次によつて算定した額の合算額

イ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に行う住宅建設に係る利子補給及び建設費補助に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（非木造住宅の建設に係るものにあつては〇・三）を乗じて得た額又は二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額

ロ　地域材利用促進対策として当該道府県が当該年度に乾燥材供給施設整備の促進のために要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（森林組合以外の団体による乾燥材供給施設整備にあつては〇・三）を乗じて得た額

二十八　国土保全対策として当該道府県が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（分収林特別措置法第二条第一項に規定する分収造林契約（次条第五項第二十四号において「分収造林契約」という。）及び同法第二条第二項に規定する分収育林契約（次条第五項第二十四号において「分収育林契約」という。）に係るものにあつては、〇・一五）を乗じて得た額

二十九　令和二年七月豪雨のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

三十　令和二年から令和三年までの冬期の大雪及び令和三年福島県沖を震源とする地震のため強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）を受けて実施する事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

［新設］

三十一　新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により資金不足の発生又は拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三十二　令和二年七月豪雨のため国の補助金を受けて実施するなりわい再建支援事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五（国の補助率が二分の一となる場合にあつては〇・七）を乗じて得た額

三十三　当該道府県の業務に従事しようとする外国人又は語学指導等を行う私立学校の業務に従事しようとする外国人が本邦に入国するために必要な新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

三十四　自治体行政のスマート化に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.3＋（Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ）×0.5

算式の符号

Ａ　当該道府県が行うＲＰＡの導入に要する経費（Ｂに掲げるものを除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　当該道府県が他の地方公共団体と共同で行うＲＰＡの導入に要する経費のうち、次の算式によつて算定した額